

別表六(十)

17欄及び22欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六(十)

平二十二・四・一以後終了事業年度分

御注意

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業 年 度	.	.	法人名		
措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号()					
事 業 業 種 目	2						
資 産 区 分	3						
構造、設備の種類又は区分	4						
細 目	5						
取 得 年 月 日	6	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·
事業の用に供した年月日	7	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·
取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
差引改定取得価額 $((8)-(9))$ 又は $((((8)-(9)) \times \frac{50}{100})$	10						

17欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の5第2項」

- ②区分番号に、「00029」
③適用額欄に、当該別表六(十)17欄の金額(円単位)を記載してください

取 得 価 額 の 合 計 額 (10)の合計)	11						
税 額 控 除 限 度 額 $(11) \times \frac{7}{100}$	12						
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)[2]、別表一(二)[2] 又は別表一(三)[2])	13						
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100}$	14						
当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15						
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)[33の②])	16						
当期分の特別控除額 (15)-(16)	17						

越 分	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)[32の②])	21	
	当期繰越税額控除額 (20)-(21)	22	
	法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

前 期 繰 越 額 又 は 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額 等	翌 期 繰 越 額 (24)-(25)
事業年度又は連結事業年度		
平 · · ·		
計		
当期分		
合計		
機械設備等の概要		

22欄
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の5第3項」

- ②区分番号に、「00030」
③適用額欄に、当該別表六(十)22欄の金額(円単位)を記載してください

 御注意ください
 法人税額の特別控除は、
 (裏面の「中
小
企
業
者
の
判
定
」欄に記載して
 判定して
 ください。
 ）。
 発行済株式又は出資の総数又は総額の一
 定割合以上を大規模法人に所有されてい
 る法人については適用がありませんので、